

国立国会図書館国際交換出版物受託規則

(昭和六十年三月二十八日国立国会図書館規則第三号)

改正 平成六年三月二十三日国立国会図書館規則第一号

(総則)

第一条 国立国会図書館(以下「館」という。)が、出版物の国際交換に関する条約(以下「条約」という。)その他の国際的取決めに基づき国際交換のため出版物の送付を受託する場合には、この規則の定めるところによる。

(委託できる者)

第二条 出版物の送付を委託することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国又は地方公共団体の各機関
- 二 前号に規定する機関以外の学校、図書館及び国際間の学術文化の交流を行う非営利的団体であつて、国立国会図書館長(以下「館長」という。)が認めたもの

(委託できる出版物)

第三条 委託することのできる出版物は、学術的又は文化的内容を有するものとする。

(委託の申込等)

第四条 出版物の送付を委託しようとする者は、あらかじめ、国際交換出版物委託申込書(別紙様式)に所要の事項を記入して申し

込み、館長の承認を受けなければならない。

2 館長は、館の業務上支障があると認めるときは、前項の規定による申込みを承認しないことができる。

(送付の経費)

第五条 受託した出版物を海外に送付する経費は、館において負担する。

(送付の停止)

第六条 館長は、館の予算上又は業務上必要があるときは、受託した出版物の一部又は全部の送付を停止することができる。

(細部事項)

第七条 この規則に定めるもののほか、必要な細部事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和六十年五月二十九日から施行する。

2 国立国会図書館国際交換資料受託規則(昭和三十年国立国会図書館規則第二号)は、廃止する。

附 則 (平成六年三月二十三日国立国会図書館規則第一号)

この規則は、平成六年三月二十三日から施行する。

別紙様式

国際交換出版物委託申込書

年 月 日

国立国会図書館長殿

機関・団体の名称	
代表者職・氏名	印
所在地	
郵便番号 □□□□-□□	電話番号 ()

国際交換のため出版物の送付を委託したいので、国立国会図書館国際交換出版物受託規則第4条第1項の規定により申し込みます。

書名 (誌名)	和文	
	欧文	
刊行頻度	委託頻度 年 回	送付先機関数 機関

(申込上の注意)

1. 委託の手引きをよくお読みのうえ、お申し込みください。